

Q&A

弁護士会照会と患者情報の開示について

Q. 弁護士会から、当院に通院していた患者の医療情報についての照会がありました。交通事故の加害者の弁護士から照会申出がされ、被害者である患者の当院における主訴及び所見、診断内容、治療経過、後遺症の症状固定時期とその内容、また後遺症の内容に患者の既往症や経年性変化の影響があったか否か、仮に影響があった場合の程度について回答を求められ、その根拠として当院でのカルテや検査結果の開示を求められています（参考書式参照）¹⁾。ただ、患者の同意書の添付はありませんでした。

弁護士会照会には回答する義務があるのでしょうか。回答した場合、患者から責任追及されないかが心配です。開示にあたって注意点などがあれば教えてください。

A. 正当な理由があれば拒絶できますが、正当な理由がなければ基本的には回答する義務があります。とはいえ、患者情報の開示ですので、慎重を期すため、弁護士会へ同意書の提出を求め、それでも提出がなく、かつ、提出困難な理由が明らかに不合理でなければ、回答することになるでしょう。回答によって患者から賠償請求される可能性自体を否定することはできませんが、仮に請求があっても賠償が認められる可能性は低いです。弁護士会から送付される照会事項書をよく確認し、回答にあたって不明点、疑問点があれば弁護士会や照会申出弁護士に問い合わせ、可能限り不明点等を解消するようにしましょう。

■解説.

1. 弁護士会照会の意義について

弁護士会照会とは、弁護士法23条の2に基づき、弁護士会が官公庁や企業などの団体に対し、必要な事項を調査・照会する制度です。

事件を受任した弁護士が、団体に直接照会を行うのではなく、弁護士が、弁護士会に照会の申出を行い、弁護士会が、照会の必要性、相当性を判断し、照会が適当と認められた場合に、弁護士会が照会を行うという点に特徴があります。

例えば、財産の差押えなど強制執行をするために、金融機関に対し、口座の有無や残高の照

会をするのが典型で、金融機関の他にも、年金機構、通信事業者などが主要な照会先として挙げられます²⁾。医療機関に対しても、本質問のように、患者の紛争の相手方から、患者の診療情報を求めて弁護士会照会がされることがあります。

また、弁護士会照会に類似の照会制度が裁判手続中にもありますが、弁護士会照会は裁判手続によらずとも照会可能な点がメリットの一つとなっています。

2. 弁護士会照会の回答・報告義務と患者の同意について

弁護士会照会は、弁護士法に根拠を持つ照会であり、照会先には、正当な理由がない限り、回答・報告義務があると解されています¹⁾。

照会の際に患者の同意書が添付されていれば何の問題もありますが、同意書が添付されていない場合は、仮に回答・報告義務があるとしても、患者のプライバシー保護や守秘義務上、回答は躊躇するところです。

ただ、例外的に義務が免れる「正当な理由」については、回答を受けることによる利益と回答を拒絶することにより保護される利益とを比較衡量し、後者が前者に優越する（守秘義務が報告義務に優先する）場合と解されています¹⁾ ので、単に患者のプライバシー侵害や守秘義務のみでは回答を拒絶することが難しい場合が生じます。

とはいえ、医療機関としては、患者のプライバシー保護等の観点から、慎重を期するべく、同意書の添付がなければ、まずは弁護士会に同意書の提出を求めるとよいでしょう。そして、同意書の提出を求めても提出がなければ、提出困難な理由も確認した上で、その理由が明らかに不合理でなければ、回答・報告義務に従って、回答することになるでしょう。

なお、プライバシー侵害、守秘義務以外にも個人情報保護法違反の懸念もありますが、弁護士会照会は、弁護士法という「法令に基づく場合」ですので、仮に患者の同意がなく回答を行っても個人情報保護法違反にはなりません³⁾。

3. 回答による損害賠償責任（プライバシー侵害、守秘義務違反）について

仮に患者の同意書なく回答をした場合、回答をしたことで患者から損害賠償請求など責任追及を受けないのかが心配されますが、一応の弁護士法の規定に基づく回答であるため、実際に賠償請求を受けるまでの事例は少ないと思われます。

ただ、賠償請求を受けないことを保証する法律の規定がない以上、完全に否定することはできず、稀に訴訟に至る事例もあります（東京地裁令和4年12月26日判決⁴⁾）。

この東京地裁令和 4 年の裁判例は、患者と元配偶者の争いで、元配偶者側が、患者が腎臓病に罹患していることを秘密にして婚姻したことが違法だとして、患者に損害賠償請求訴訟を提起している中、元配偶者側弁護士が、弁護士会照会を用いて、医療機関に対し、患者の腎臓病をいつ説明したのかの IC 記録やカルテ等の開示を求め、医療機関がそれに回答したことについて、患者が弁護士会照会への回答は違法として損害賠償請求がされたという事案です。

この事案に対し、当該裁判所は、要旨、弁護士会照会は、弁護士会に照会権限を付与し、個々の弁護士の申出が制度趣旨に照らし適切であるか否かの判断も弁護士会に委ねているから、照会を受けた団体において、照会の必要性や応じるか否かの相当性を積極的に調査する義務まではないなどと判示し、当該医療機関の行った回答に違法はないとして、賠償責任を否定しています。

このように基本的には弁護士会照会の内容を信頼して回答すればよい訳ですから、万が一、賠償請求を受けても実際に肯定される事例は相当に限られると考えられます。

もっとも、前記裁判例でも、「照会事項の形式的記載内容等のほか、照会先が元々保有している情報等を加味して照会権限を有する弁護士会が行った申出の適否に関する判断が明らかに合理性を欠くと判断できるような特段の事情がある場合」には例外的に賠償が肯定され得るとも判示しているので、その点は注意が必要です。

照会を受けた医療機関としても、漫然と回答するのではなく、照会事項書（参考書式参考）¹⁾に記載されている照会の理由等を丁寧に確認し、仮に回答にあたって不明点や疑問点があれば、弁護士会や申出弁護士に問い合わせをして可能な限り不明点等を解消することが望ましいでしょう。

照 会 事 項 書

本会会員の次の受任事件について照会を求める事項は、下記のとおりです。
 (下記1・2は、照会申出書の写しを照会先に送付することは差し支えるという場合にのみ、
 差し支えない範囲でご記入ください。)

記

1. 受任事件

(1) 当事者

(2) 事件の概要等

2. 照会を求める理由

※ 本件照会内容についての問い合わせ先

登録番号

照会申出弁護士

電 話

— —

迄お願いします。

~~照 会 事 項~~

下記患者について、本件交通事故発生日である令和○年○月○日以降、貴病院において
 行われた診療内容とその病状についてご回答ください。また、ご回答の根拠として、カル
 テ及び検査結果をご開示ください。

- 1 初診時の患者の主訴及び所見
- 2 診断名
- 3 治療経過
- 4 後遺症の症状固定時期とその内容
- 5 後遺症の内容に患者の既往症や経年性変化の影響があったか否か、仮に影響があつた場合の程度

記

患 者 氏 名 ○ ○ ○ ○

生 年 月 日 昭和○年○月○日

患 者 住 所 ○○区○○

弁護士会照会の際の「照会事項書」のひな型（参考文献 1

「弁護士会照会書式」CD-ROM 収録 165「交通事故の被害者病状等」を一部改変)

【参考文献】

- 1) 東京弁護士会調査室編. 弁護士会照会制度 第6版. 東京: 商事法務; 2021.
- 2) 最高裁判所判例解説 民事篇 平成 28 年度. 東京: 法曹会; 2019.443-458.
- 3) [「弁護士会から照会を受けた皆さまへ」\(日本弁護士連合会ホームページ\)](#)
- 4) 判例時報 2587 号 137 頁 (東京地裁令和 4 年 12 月 26 日判決)

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [法律 保険会社への患者の通院情報告知 【患者の同意を得ない保険会社の病歴照会は、保険業界の自主規範に抵触する】**](#)
- ・ [医事法制 警察から患者情報を聞かれたら答えなければならない? **](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。